



豊監公表第13号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年（2023年）11月28日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	石 原 準 司
同	中 岡 裕 晶

令和5年(2023年)11月7日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和2年10月30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
総務部職員課	特殊勤務手当については、概ね適正な運用と考えられるが、水道事業における検針業務や市税等徴収に係る公官庁で行う一部事務等が、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務」との定義に沿った業務内容であるのか、さらなる精査に努められたい。	豊中市上下水道局特殊勤務手当規程（平成5年企業管理規程第12号）に定める検針手当について、上下水道局と調整を進めた結果、同手当は、令和5年規程第5号により同年9月30日をもって廃止されました。